明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三百二十一条第一項中「二百九人」を「二百六人」に改める。
第三百三十七条第一項中「三百三十六人」を「三百三十二人」に改める。
第三百七十五条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。
第四百八十五条第一項中「三千二百六十六人」を「三千二百九十三人」に改める。
第四百九十七条第一項中「五百十五人」を「五百十九人」に改める。
第四百九十八条第一項中「千三十二人」を「千四十八人」に改める。
第五百十七条第一項中「二千八百三十八人」を「二千八百三十九人」に改める。
第五百十八条第一項中「千七百十八人」を「千七百二十一人」に改める。
第五百四十七条第五項中「三百六十八人」を「三百六十九人」に改める。
第五百五十六条第一項中「一万八千八百三十一人」を「一万八千六百八十七人」に改める。
附則第十二項の前の見出し、附則第十二項及び附則第十三項中「金融監督第五課」の下に「、金融監督第六課」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び第二百三十条の改正規定は、公布の日から施行する。

○財務省令第十三号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　同上］
3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金債権　略］ 特定タンカー所有者納付金債権 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権 ［独立行政法人納付金債権・諸納付金債権　略］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～農業生産総合対策事業資金貸付金債権　略］ 畜産振興総合対策事業資金貸付金債権 ［農業経営対策事業資金貸付金債権～山村振興等対策事業資金貸付金債権　略］ 林業生産流通総合対策施設整備資金貸付金債権 水産業振興総合対策施設整備資金貸付金債権 ［畑地帯総合農地整備事業資金貸付金債権～成田国際空港株式会社貸付金債権　略］	3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金債権　同上］ 特定タンカー所有者納付金債権 ［独立行政法人納付金債権・諸納付金債権　同上］ ［4～9　同上］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～農業生産総合対策事業資金貸付金債権　同上］ 畜産振興総合対策事業資金貸付金債権 独立行政法人家畜改良センター施設整備資金貸付金債権 ［農業経営対策事業資金貸付金債権～山村振興等対策事業資金貸付金債権　同上］ 国立研究開発法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金債権 国立研究開発法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金債権 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金債権 林業生産流通総合対策施設整備資金貸付金債権 国立研究開発法人森林総合研究所施設整備資金貸付金債権 水産業振興総合対策施設整備資金貸付金債権 国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金債権 ［畑地帯総合農地整備事業資金貸付金債権～成田国際空港株式会社貸付金債権　同上］